様式第八号（第十七条関係）

（表面）

12cm

8cm

写

真

第　　号

官職名

氏　　名

生年月日

健康増進法第二十六条の十七第一項の規定による立入検査を行う職員の証

発行年月日

消費者庁長官　　印

（裏面）

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係条文は、次のとおりである。

健康増進法抜粋

（立入検査）

第二十六条の十七　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第三十五条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4・5　（略）